

優良業者・安心建機の証



建設機械レンタル業者 登録制度

今や建設現場で使用される機械の70%を担うまでになった、建設機械レンタル業。こうした状況を背景に、業界の社会的役割のさらなる拡大と地位向上を目的とした業者登録制度が開始されました。「建設機械レンタル業者登録制度」は、より有用な人材の確保・育成のための「建設機械レンタル管理士」の資格取得とあわせて、安心と信頼をモットーとした業務をめざす優良業者を認定するものです。

ごあいさつ

平素より、当協会活動へのご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。一般建築現場や公共事業はもとより、災害時における活動など、レンタル建設機械を取り巻く状況は日々変化しております。当協会が創設しました「建設機械レンタル管理士資格制度」ならびに「建設機械レンタル業者登録制度」の認知度も高まり、登録数が年々増加してまいりました。今後とも制度の普及と業界の地位向上に向けて邁進する所存です。行政に携わる皆様におかれましては、一層のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

一般社団法人 日本建設機械レンタル協会
会長 角口 賀敏



登録業者のレンタル建設機械が、 現場の安全と地域の信頼を構築します。

建設機械の現場・現状

建設機械は、通常の建築工事のみならず、大規模再開発や各種インフラ整備、災害時の復旧・復興事業など、様々な現場で大きな役割を担っています。レンタル建設機械につきましても、建築現場と周辺地域に安心・安全を提供する、信頼性の高い性能と確かな管理体制が求められます。

- 災害時の応急対策
- ICT施工
- 建設現場での建設機械調達



ICT油圧ショベル仕様車

建設機械レンタル業者登録制度とは

誕生から半世紀以上が経過した建設機械レンタル業は、業界の成熟とともに、その社会的役割の重要度が一層高まっています。そこで当協会では、レンタル建設機械業界の認知度の向上と技術のレベルアップを図るため、独自の業者登録制度並びに優秀な人材育成を

目的とした資格制度を創設いたしました。これらを通じて、良質で安全な建設機械と付加価値の高いサービスの提供を実現するとともに、信頼される業界としての地位の確立をめざしてまいります。

業者登録制度の現状

- 建設機械レンタル管理士／3,700名
- 建設機械レンタル業者登録／176社
- 登録会社の営業所数／1,448営業所

業者登録会社の有資格者

- 建設機械整備技能士／6,459名
- 可搬型発電機整備技術士／3,579名
- 自動車整備士／2,800名

※記載された内容は、2021年4月8日現在の数字です。

機械機器保有状況 (2020年実態調査報告書)

- 油圧ショベル／約120,000台
- トラクタショベル／約10,000台
- ダンプトラック／約55,000台
- 発電機(可搬型)／約115,000台

※記載された内容は、2020年12月25日現在の数字です。

業者登録制度の登録要件

- 人的要件／営業所に専任の建設機械レンタル管理士を配備
- 財務的要件／自己資本500万円以上
- 品質確保要件／有資格整備士の配備
- 誠実性要件／反社会勢力の排除

※4要件を全て満たすことで業者登録をすることができます。



登録商標第6325543号

「PQマーク」は、優良業者・安心建機の証です

- サイズ：(大)W12cm H10cm (小)W6.5cm H5.5cm
- ※仕様につきましては、登録業者様各社専用ページにてご確認ください。

建設機械器具レンタル業の登録証	
商号又は名称	株式会社 日本建設機械レンタル
代表者の氏名	建機 太郎
登録番号	第(1)-1001
登録年月日	2020年4月1日
本社	東京都千代田区神田美倉町12-1
登録有効期間	2025年3月31日
一般社団法人 日本建設機械レンタル協会	

建設機械器具レンタル業の登録証



建設機械レンタル管理士認定証

<https://www.j-cra.org>

■お問い合わせ、ご用命は下記へお申し付けください

※記載されている会社名および商品名は各社の商標または登録商標です。



一般社団法人 日本建設機械レンタル協会

〒101-0038 東京都千代田区神田美倉町12-1 MH-KIYAビル 2F
TEL：03-3255-0511 E-mail：info@j-cra.org